



極秘

アジア局長

次  
奉

條約局長

參事官

第三課長

第一課長

日韓請求權問題

に於いて債務承繼の問題が

葛大日本帝國の

四  
三  
二  
一  
系

1 日韓問題について 1 三七五 条三 幸泉

國家の部分的承繼における債務の問題

(公)

603

領域の一部分離されそこに新獨立口が誕生したのであるから、口隔法上に之を  
家の部分的承繼が、そこには起るやうである。

半独立口は一定の領域、住民を當然に取得するのであるから、同時に併ひ公債  
権も承継されることはあらうとすることは、口隔法上に之を認めることである。

# 秘密指定解除

公文書監理室

手で問題とされているのは、公債務についてである。私人間の債権・債務

については、既得権の尊重という角度からその存續が一般にひくみとめられ

口家の承繼に関する口際法の原則のなかでは、まとも確立している事ある。

公債務の承繼については、學說も別れ、口家間の実行もまち／＼である。(別

漏田周氏著書引用文参照) 大別して次の三に分けることができる。

1. 公債務は、無条件に分担されなければならまい。債務の性質が特に新

獨立の領域とよった地域と關係があると否かを問はず。

2. 一般的の公債務は、領土がたゞ減少しても、まだ舊國家によつて全面的に負擔されねければならない。但し、新獨立日の領域とよつた地域の外に關する公債務は、新獨立日によつて承認される。

3. 公債務は、すべて舊日によつて負擔され、承認は起らぬ。

このうち、(1)はヴエルサイエ條約がとつた方法であり、(2)は多少の変更はあるが、イタリア和平條約の採用した原則であるといふことができる。

近時の學說は、概して(2)の原則を國際法の原則として持つが、英國、米國、オランダ等。

（地方的でない）一般的な日本の債務の承認について

大抵の外債は（1）は最も衝撃なものであるが、次の如くは 貸貸債務關係自

体の兩当事者が存續している以上、新獨立日に債務を承継せしむる充分に根柢があるとされる。

（2）が該法律に認められる理由は、主として物的擔保理論の適用に基

づく。いはゆる地方的債務はその地域にある財産（即ちはその地域にある公共事業）

イタリア平和條約第十附屬書の五によると擔保されるものであるとして、この場合債務者は

一種の物權をもつものとして、當該物權が存在する地域の政府にその保護を求める立

ができるとするものである。

（別添ファイルモーリス所論引用文参照）

本件は、本件個々のケースによつてからうらしく事情が異なり、且つ政治的  
的、社会的、経済的因素が複雑である。従つて前述の「地方的・債務の範囲」  
決定の要素が極めて大きい問題である。

につても、上述の確立した原則によつてはよい。イタリア平和條約は、一九四九年六月

十日以前發行の、割譲地域に利益である公共事業及び民政業務のための公債に關して、

割譲地域トヨミ継続居住する公債附持人（自然人・法人）に対して、割譲地域が支拂を行ふ

ことを規定している。學說では、割譲地域にある口有財産が抵當となつてゐるよ

うと指摘している。據付債務については明瞭な承認があり、又割譲地域が財政上獨立に負担

した債務についても承認があるとする。Secured and Unsecured Debts in the

State of Korea  
B.Y. 1951. Page 204 ~ 219

七 朝鮮は萬大日本帝國の財政法上獨立した地域であるから、朝鮮銀行

府限りの債務となるのが存在したことには主張できるとおもわれる。

また、現長朝鮮地域にある国有、公有財産を擔保とする債務についても、韓

日による朝鮮の承認を主張できるものがあるとおもわれる。

これらの債務に入らざるものである。

元朝鮮 明白に朝鮮地域と関係を有し、同地域の利益となる事業

たのに至られた債務についても、その承認を提議する余地はあり得るとおもわれる

上に一回は、日本がわざわざ北へ向けて、北洋艦隊をもつて、  
日本が北へ向けて、北洋艦隊をもつて、

日韓の特殊なケースについては、韓日が、わが口民の朝鮮地域にお

ける既得権を無視していきどん事実を考慮に入れる必要がある。このよ

な事態は、ヴエルサイユ條約においても、ドイツ人私有財産は清算されたがその残高は、

直隸開拓者に支拂はれた。実際には清算も多くの場合を生じた。(またイタリア平和

條款による)

條約でも(完全に保護されていり)起らなかつたものである。日本承認の場合は、

も尊重される原則が破られてくるのであるから、わが方としては、

(地方的)貿易の秩序

工方式にならつて、平衡を承認としてすべての口債(債務)についてその債務の分担を求める

る立場をとることも考えられる。このよ／＼な場合に、分担率は一般的には各領域の平均粗綫負担率によるところである。

(四) 住民の既得権 (*desit acquis*)。讓渡国の国内法に基いて取得せられた私法上の権利は領土移轉によつて影響を受けぬとする原則は、学説の一様に認ゆるところであり、また十九世紀前半ヨーロッパの諸國の実行も概ねこの原則に符合した。しかし國際社会に經濟上の自由主義を導き奉する国と財産の分配、その利用および收益に國家的関与を実行する國家との併立する場合には、この原則を完全に貫くことは困難である。例えば大地主制を認めず國の領域や農地改革を断行した國に割譲せられた場合には、割譲条約の中に反対の規定がない限り、讓渡国が新附領工住民の権利を自國の他の地方の住民のそれと同様に制限することは許されねばならぬ。

(4) 譲渡国の財産および債務、割譲地域内に存在する  
讓渡國々有の不動産は譲受國に移轉するが原則であ  
る。しかし割譲条約の中に國有不動産に関する何等の規定  
もないう場合には、この原則に従うものと見なしてよろしくあろう。

これに反し動産については諸条約の規定は区域である。右の  
ような原則が存在することは證明された、領土と外国に譲  
渡した国はそのためには資源と担税人口の減少を來すのである  
が、譲受國が譲渡國の國債を、割譲地面積の全般回  
に対する比率、およびこの地方の經濟的価値を考慮して、  
一定の割合で負担すべき公平であると考えられる。

従つて國際法学者の中にも譲受國の國債の部分的  
引受けをなすことは義務的であると唱えるものがある。しかし既  
往々諸國の実行の中からこのような慣習法規を立證

することは困難である。領工割譲に際し全く国債引受けられなかた例が少くない。理想論は別として、実定法の議論としては、条約の中に国債引受けに関する規定のないときは、譲受國はすべての義務から免れると解すべきであろう。ただ割譲地域の地方団体の債務で譲渡國がその時まで保證したもののは、譲受國が代て保證するという原則が行われている。右に述べたところの例外をなすのは、全部的併合の場合である。この場合には被併合国によて引き受けねばならぬ。もしこれがなされないとすれば、他にこれを引き受けろものがない。結果、第三国債権者は全部的に損害を受けることになるからである。

(國際法講義上巻 田岡著 P.341  
P.342)

Be that as it may, there is a somewhat different situation when one country simply cedes territory to another--or where the annexation, if there is one, relates only to part of the territory of a given country. In that case the identity of the debtor is not extinguished and there is no a priori reason why it should not continue to be responsible for the whole of its indebtedness internal or external despite the diminution in its assets. Debts are, in general, obligations in personam, and the persona of the debtor is not affected by a reduction in his income, or a loss of capital, nor is his obligation, though his capacity to pay may be.

It has been argued that as the receiving State benefits to the extent of the assets of the ceded or annexed territory, it ought, even though the personality of the other State remains intact, to take over a proportionate part of the general debt of that State. It would seem however that there cannot be any general rule of law to that effect, for the simple reason that the very fact that the exact proportion would have to be the subject of negotiation, or at any rate of determination means that the obligation to assume responsibility for that proportion must be the subject of a treaty provision.

It can therefore probably be said that, apart from the annexation of an entire State, there is no general rule of law requiring a receiving State to take over part of the general debt of the ceding State, and that, where such an obligation is intended, it must be created by treaty. The case is different with regard to debts and other obligations locally connected with or specially attaching to the ceded territory or to property or assets situated in it, and there is general agreement that, on the analogy of servitudes which--to use the English legal expression--"run with the land" and in application of the principle "res transit cum onere suo", such debts and obligations pass automatically to the receiving State. They are indeed a species of obligation in rem, incumbent on the owner of specific property not in his personal capacity but as owner. Whoever owns owes, and a transfer of the property carries a transfer of the obligation.

Source: Academie de droit international  
RECUEIL DES COURS 1948 II  
pp. 289-290

Sir Gerald Fitzmaurice : *The Juridical Clauses of the Peace Treaty*

極秘

國家の部分的水難における公費者問題

一 日本海軍について 二 マサニル島 三

いかなる日韓兩本艦隊において、公費者水難の問題がある。日韓開港戦争では、の大日本帝國の領域の一部が分離され、そこで新設立國としての韓國水難が生じたのであるから、國際法上にいう國家の部分的水難がそこへ起ると考えられるが、ここで問題としているのは、そのうち公費者についてはある。私人間の債権・債務については、既得権の尊重という角度からその存続が一般にひろくみとめられ、國家の水難に関する國際法の原則のなかで最も確立している。

したがて公費者の水難については、学説も別れ、国家間の実行もまちまちである（別冊国际法者書引用文部編）が大別して次の

三に分けることがである。

1、公債権は、新独立団によって分割されなければならぬ。債務の性質が特に新独立団の領域となつた地域と關係がある場合を問わねども。

2、一般的な公債権は、領土がたとえ減少しても、なお旧国家によって全面的に負担されなければならない。ただし、新独立団の領域となつた地域のみに関する公債権は、新独立団によって承認される。

3、公債権は、すべて旧國家によつて負担され、承認は起らぬ。このうちにはダニエルサイユ条約がとつた方法であり、(3)は多少の変更はあるが、イタリア平和条約の採用した原則であるといふことである。

「近時の半觀は、圖をとるものが多い。」

これは最も古くなものであるが、英古物でない、一體的な細の精緻の美術に於ては、建物、鐵塔、橋梁、自體の圖畫者者が傳統している以上、新獨立國たる者を承認せしむる部分を優秀がないとされる。傳がみとされる理由は、主として藝術的視覺の理窟の適用に基づく。いわゆる西方的美術は、その構成にある対面（謂えはその構成）にある公共性（イタリア半島等向度十付四書の五一）とつて想はれるものであるとし、この結合畫者は一體の圖像をもつものとして、当該畫者が存在する地域の政府にその保護を求めることができるとするものである。（別紙ファイブセーリス所引引用文参照）

しかしながら、本件は、個々のケースによつておちぢるしく事

債が與なり、かつ改訂の規定が並んで大きな問題である。前述の「地方的な債務」の範囲についても、一定の獨立した原則といふものはない。イタリア半島条約は、「一九四〇年六月十日以前発行の、新規地盤に付する公法債権及び民政債権のための公債」について、調査地盤に引き渡す旨する公債所持人（自然人、法人）を付して、該地盤が支払を行うことを規定している。学説では、新規地盤である固有財産が本當となつてゐるようを追跡付債務については明らかに本當があり、また、調査地盤がオランダ上建立に負担した債務につきても本當があるとする。

(Secured and Unsecured Debts In the Law of State Succession—  
C'Connell, N.Y., 1951, p. 204-219)

販賣權は过大日本帝國の財政上極端に危険であつたから、新鐵  
道者財政との眞正というものが存在したことなどあると  
想できるともわれる。

また、既に朝鮮地域にある国有、公有財産を担保とする國の債  
券につては、韓國となるその本體を主張できるものがあるとな  
れども。これらの債権に入らざるものでも、朝鮮に新鐵道城と  
關係を有し、該地域の利益となる事無事のためにならぬ財產に  
つても、その本體を優越する金地はありうるとかもわれる。

以上を要約すれば、多數既にこれらにわける地方的公債（これ  
には、もちろん參天調查がさす必要であるが）が韓國側によつて  
承認されることがあるが、日韓の特權をケーブルにてば、韓國  
が、日本國此の新鐵道城にかかる財務權を無視してくることをうな

実をも考慮に入れ必至がある。この上うな事態は、サルベイ  
ニ条約においても、ドライバ人私有財産は清算されたがその額高は  
直接所有者に支拂われた。實際には清算も多くの場合完全にはそ  
されなかつた。(また、イタリア平和条約でも一完全に保護され  
てゐる)既述の海賊の態度では國旗本邦の場合、最も尊重され  
るこの原則が破られてゐる。とすれば、公債について地方的性質  
のもののみを承認すべしという原則に必ずしも拘る必要はないで  
ある。すなわち我が方としては、一必はサルベイ方式にな  
らつて、あくまでも公平な取扱として地方的債務のみならずすべ  
ての國の債務についてその債務の分担を求める立場をとることも  
考えられる。このようを場合に分担率は、一般的には各當域の  
平均額負担率によるべきものとされる。)

開住民の既得権（Prestige）——開拓團の国内法に基いて取得せ

られた私法上の権利は領土移転によつて影響をうけないと、いう

原則は、学説の一派に認められところであります。また十九世紀前半

のヨーロッパの諸國の大行も附ねこの原則に符合した。しかし

西欧社会に經濟上の自由主義を遵奉する国と、財産の分配、そ

の相地および収益に國家的所持を実行する国家との対立する場

合には、この原則を完全に貫くことは困難である。例えは大地

主制を認める國の領域が、土地改革を断行した國に強制せられ

た場合には、開拓契約の中に反対の記述がない限り、該受取が

新財團土住民の権利を自國の能の地方の住民のそれと同様に制

限することは許されねばならぬ。

（1）建設用の財産および道路、開墾地域内に存在する該種権々有の

不動産は譲受国に移転するのが原則である。もし<sup>前項</sup>条約の中で  
不動産に關して何等の規定もないとされたは、この原則に従うも

のと見なしてよいであらう。これに反して動産について締約の  
規定は区々であつて、右のようないくつかの原則が存在することは証明  
されない。領土を外因に譲渡した國は、そのため實質と想視  
人口の減少を來すのであるから、譲受國が譲渡國の國債を、譲  
渡地面積の全版圖に対する比率、およびこの地方の經濟的価値  
を考慮して、一定の割合で負担するのが公平であると考えられ  
る。

従つて國際法学者の中にも、譲受國が國債の部分的引受けをな  
すことは義務的であると看えるものがある。しかし既往の諸國  
の慣行の中からこのような國際法規を立證することは困難であ  
つて、領土割合に關して全く司法引受けにされたかつた例も少

なくない。理論論は別として、実定法の議論としては、条約の中に國債引受けに関する規定がないときは、譲受國はすべての債務から免れると解すべきであろう。ただ開港地等の地方団体の債務で該該國がその時まで保証していたものは、譲受國が代つて保証するという原則が行われている。右に述べたところの例外をなすのは、金額的許合の場合である。この場合には被許合國によつて引受けられねばならぬ。もしこれかなされないとすれば、他にこれを引受けけるものがない結果、第三國債務者は金額的に損害を受けることになるからである。

Be that as it may, there is a somewhat different situation when one country simply cedes territory to another -- or where the annexation, if there is one, relates only to part of the territory of a given country. In that case the identity of the debtor is not extinguished and there is no a priori reason why it should not continue to be responsible for the whole of its indebtedness internal or external despite the diminution in its assets. Debts are, in general, obligations in personam, and the personae of the debtor is not affected by a reduction in his income, or a loss of capital, nor is his obligation, though his capacity to pay may be.

It has been argued that as the receiving State benefits to the extent of the assets of the ceded or annexed territory, it ought, even though the personality of the other State remains intact, to take over a proportionate part of the general debt of that State. It would seem however that there cannot be any general rule of law to that effect, for the simple reason that the very fact that the exact proportion would have to be the subject of negotiation, or at any rate of determination means that the obligation to assume responsibility for that proportion must be the subject of a treaty provision.

It can therefore probably be said that, apart from the annexation of an entire State, there is no general rule of law requiring a receiving State to take over part of the general debt of the ceding State, and that, where such an obligation is intended, it must be created by treaty. The case is different with regard to debts and other obligations locally connected with or specially attaching to the ceded territory or to property or assets situated in it, and there is general agreement that, on the analogy of servitudes which — to use the English legal expression — "run with the land" and in application of the principle "*res transit cum onere suo*", such debts and obligations pass automatically to the receiving State. They are indeed a species of obligation in rem, incumbent on the owner of specific property not in his personal capacity but as owner. Whoever owns owes, and a transfer of the property carries a transfer of the obligation.

Source: *Handbook de droit international*  
CGCI 325 I 1948 II  
Sir Gerald Fitzmaurice: The Juridical  
Clauses of the Peace Treaty  
pp. 229-230